

覚書について更に協議を深める必要のある事項に係る座間市、国双方の考え方の比較表

昭和46年覚書の条文	座間市の考え方	国の考え方	協議結果
第1条 施設部隊（約300名）の一部使用とし、その範囲は「施横584号（YFA）昭和46年2月13日付横浜防衛施設局長」名文書記載のとおりとする。（別添図示）	国から300名未満であると聞いており、覚書の範囲内である。	平成21年3月31日現在で300名未満であり、覚書の範囲内である。	国は、引き続き、覚書記載内容について、誠実に履行する。 覚書の範囲内であり、本協議会において、更に協議を深める事項としない。
第2条 (甲) は、キャンプ座間の基地縮少について最大限の努力をする。	<p>基地の整理、縮小、返還は市是であり、覚書の根幹をなす条文である。今後も更に国の努力を求めていく。</p> <p>また、在日米軍の兵力構成の見直しによる、チャペル・ヒル住宅地区の約1.1ヘクタール返還及び追加的な土地返還も念頭に入れて、更に協議を深める必要がある。</p>	<p>防衛省は、座間市が市総合計画の中で基地の整理、縮小、返還を掲げている基本姿勢である市是を真摯に受け止めている。</p> <p>特に、在日米軍の兵力構成の見直しに伴い、平成18年5月1日の最終とりまとめにおいて、キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（約1.1ヘクタール）が返還されることとされ、また、追加的な土地返還に関する更なる協議が適切に行われるとされたところである。</p> <p>こうした観点からも、更に協議を深める必要がある。</p>	国は、引き続き、キャンプ座間の基地縮少について最大限の努力をする。 特に、チャペル・ヒル住宅地区の一部（約1.1ヘクタール）返還及び追加的な土地の返還について、本協議会において、更に協議を深める必要がある。
第3条 キャンプ座間の内、座間町行政区域の約半分に近い地域（別添図示）を、米軍縮少又は撤退の際は（甲）は人口急増と公共施設の必要に迫られている（乙）の今後計画にあたり、住民の都市公共施設の利用に全面的且つ積極的な援助と協力をする。	覚書第2条の具現化に合わせて、今後とも、基地の整理・縮小・返還を求めていく。	覚書第2条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力をを行う。	第2条と一体をなすものとして、本協議会において、更に協議を深める必要がある。
第4条 上記地域内に（乙）が今後設置しようとする都市施設について、都市計画上必要があるときは（甲）は米軍撤退以前でも、計画決定及び事業実施につき積極的な援助と協力をする。	覚書第2条の具現化に合わせて、今後とも、基地の整理・縮小・返還を求めていく。	覚書第2条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力をを行う。	第2条と一体をなすものとして、本協議会において、更に協議を深める必要がある。

覚書について更に協議を深める必要のある事項に係る座間市、国双方の考え方の比較表

昭和46年覚書の条文	座間市の考え方	国の考え方	協議結果
第5条 <p>(甲)は、米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米軍当局と協議し最善の努力をする。</p>	平成14年4月に県水が導入されても移管は行われておらず、第2条の着実な具現化を図るべく、早期の返還を求めていく。	第2条の着実な具現化を先行的に図るべく、また、座間市の負担軽減策として、米側と調整しつつ、更に協議を深める必要がある。	第2条の着実な具現化を図るべく、本協議会において、更に協議を深める必要がある。
第6条 <p>(甲)は、当面県道仮称相武台バイパスの事業計画及び実施につき（用地及び国庫補助）全面的に協力をする。 尚、県道町田厚木線沿い両側の土地を公園緑道として利用できるよう(甲)は積極的に援助と協力をする。</p>	履行済み	本計画は終了していると承知している。	履行済み。 本協議会において、更に協議を深める事項としない。
第7条 <p>(甲)は、現体育施設（座間神社東側）を返還時に町の体育施設として利用できるよう、その実現に積極的に努力をする。尚、自衛隊の使用中においても支障のない限り住民の利用に便宜を図るものとする。</p>	第2条の具現化に合わせて、当面は、負担軽減策として、少年野球チーム等が利用できるよう求めていく。	体育施設の利用について、座間市の負担軽減策として、米側と調整しつつ、更に協議を深める必要がある。	体育施設の利用について、座間市の負担軽減策として、本協議会において、更に協議を深める必要がある。
第8条 <p>(甲)は(乙)の要請に依り、災害、救急、公共施設の造成工事等に自衛隊の隨時積極的な出動を約する。</p>	今後、必要に応じて出動を求めていく。	自治体要請に基づき臨機に対応する。	国は、引き続き、覚書記載内容について、誠実に履行する。 本協議会において、更に協議を深める事項としない。
第9条 <p>(甲)は、自衛隊の日常生活の必需品については(乙)の町内業者を優先することとし、具体的な事項については、自衛隊当局と町商工会関係者と協議する。</p>	自衛隊当局と市商工会関係者との協議の場の設置を求めていく。	第4施設群と相談しつつ、商工会との協議の場を設けることについて、問題意識を持って検討していく。	第4施設群と相談しつつ、商工会との協議の場を設けることについて、問題意識を持って検討していく。 本協議会において、更に協議を深める事項としない。

覚書について更に協議を深める必要のある事項に係る座間市、国双方の考え方の比較表

昭和46年覚書の条文	座間市の考え方	国の考え方	協議結果
第10条 (甲)は、基地周辺地域の民生安定のため「防衛施設周辺整備法」を今後十分活用し、基地対策の要望に応えるよう努力する。	継続して要望していく。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律を積極的に活用し、基地対策等の要望に応えるよう努力する。 更に協議を深める必要がある。 ○ 21年度においては、法8条に基づく高規格救急自動車に係る補助事業について交付決定(5/28)	国は、今後とも、座間市の要望に応えるよう努力する。 本協議会において、更に協議を深める必要がある。
第11条 (甲)は、基地交付金並びに調整交付金の増額については(甲)の所轄外であるが、今後十分(乙)の意向に添うよう自治省に要請する。	所管省庁への要請を継続されるとともに、その具体的要請内容を明らかにするよう求めていく。	当局になされた要望内容は、毎年、本省を通じて、総務省に伝えている。	国は、引き続き、覚書記載内容について、誠実に履行する。 本協議会において、更に協議を深める事項としない。
第12条 (甲)は(乙)が交通安全対策上すでに米軍司令部に申し入れ、一応理解されている文化福祉会館と消防本部前の米軍基地の一部を現在進められている県道相武台入谷線の計画街路事業に併せて、バス待合所設置のため一部土地提供につき、直ちに米軍当局と協議を進め実現を図る。	履行済み	解決したものと承知している。	履行済み。 本協議会において、更に協議を深める事項としない。
第13条 (甲)は(乙)の本覚書の条項に基づき、施設及び土地の取得又は利用にあたり、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力する。	今後とも、継続して国に関係省庁間の調整に積極的な努力を求めていく。	今後とも、関係省庁間の調整に積極的に努力する。	第2条と一体をなすものとして、本協議会において、更に協議を深める必要がある。